

職員の苦情の処理に関する規則

平成 17 年 4 月 1 日人事委員会規則第 14 号

職員の苦情の処理に関する規則をここに公布する。

職員の苦情の処理に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項第 11 号及び法第 7 条第 4 項の規定により公平委員会の事務を受託した場合における法第 8 条第 2 項第 3 号に規定する職員の苦情の処理（以下「苦情の処理」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(苦情の申出等)

第 2 条 職員は、人事委員会に対し、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情の申出等」という。）を行うことができる。

2 離職した職員は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、苦情の申出等を行うことができる。

(1) 離職に関する苦情の申出等を行う場合

(2) 法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく採用に関する苦情の申出等を行う場合

(措置等)

第 3 条 人事委員会は、苦情の申出等を行った職員（以下「申出者」という。）に対し助言等を行うほか、必要に応じて、当局の意見を聴取し、申出者又は当局に対し、指導、あつせんその他の必要な措置を行うものとする。

2 人事委員会は、申出者の死亡、所在不明等により苦情の処理を継続することができなくなったと認める場合、苦情の申出等の事由の消滅等により苦情の処理を継続する必要がなくなったと認める場合又は解決の見込みがない等により苦情の処理を継続することが適当でないと認める場合においては、苦情の処理を終了することができる。

3 申出者が、苦情の申出等と同一の内容の法第 46 条に規定する勤務条件に関する措置の要求又は法第 49 条の 2 第 1 項に規定する審査請求を行ったときは、苦情の処理は終了したものとみなす。

(苦情相談員)

第 4 条 人事委員会は、苦情の申出等の内容の聴取その他苦情の処理に関する事務を行わせるため、事務職員の中から苦情相談員を指名する。

(秘密を守る義務)

第5条 苦情の処理に従事する職員は、申出者の職、氏名、苦情の申出等の内容その他苦情の申出等に関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第6条 当局は、苦情の申出等を行ったこと又は苦情の処理に協力したことにより、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないように配慮しなければならない。

(補則)

第7条 この規則に定めるものを除くほか、苦情の処理に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(人事委員会の権限の一部を人事委員会の委員に委任する規則の一部改正)

2 人事委員会の権限の一部を人事委員会の委員に委任する規則(昭和42年兵庫県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(昭和25年法律第261号)第58条第5項」を「(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第8条第1項第11号及び法第7条第4項の規定により公平委員会の事務を受託した場合における法第8条第2項第3号に規定する職員の苦情の処理並びに法第58条第5項」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部改正)

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則(平成13年兵庫県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第15条を削り、第16条を第15条とする。

附 則 (平成28年3月23日人事委員会規則第4号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。